

○三宅町議会の議員の定数を定める条例

平成12年3月23日

条例第33—1号

改正 平成18年9月25日条例第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、三宅町議会の議員の定数は、10人とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。  
(三宅町議会の議員の定数を減少する条例の廃止)
- 2 三宅町議会の議員の定数を減少する条例(昭和41年三宅村条例第6号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の三宅町議会議員の定数を減少する条例に基づく議会の議員の定数については、附則第1項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第43号)

この条例は、平成19年1月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

行政院令

查本會前奉令在案，茲因業務需要，特將本會組織系統表修正如下，自三十三年十月二十日起施行。此令。

修正本會組織系統表

○三宅町議会の議決すべき事件に関する条例

平成26年12月5日

条例第37号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、三宅町の議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

**第2条** 議会の議決すべき事件は、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関することとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

### 1950年10月1日 星期日

1950年10月1日  
星期日

今天是一个特殊的日子，我们迎来了新中国的诞生。在这伟大的时刻，全国人民都沉浸在喜悦和自豪之中。回首过去，我们经历了无数的艰难困苦，但正是这些磨难让我们更加团结，更加坚强。展望未来，我们对祖国的未来充满了信心和希望。我们将继续发扬艰苦奋斗的精神，为国家的繁荣富强贡献自己的一份力量。

在这美好的日子里，我们祝愿祖国繁荣昌盛，人民幸福安康。让我们携手并进，共创美好明天。

## ○三宅町議会の定例会の回数を定める条例

昭和34年2月11日

条例第5号

三宅町議会の定例会の回数は、年4回とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。
- 2 三宅村議会の定例会を定める条例(昭和23年三宅村条例第16号)は、廃止する。

第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

○三宅町議会の定例会の招集期日に関する規則

昭和51年3月23日

規則第6号

三宅町議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## ○三宅町議会委員会条例

平成元年12月19日

条例第23号

改正 平成3年6月28日条例第10号

平成12年3月23日条例第33—2号

平成19年3月27日条例第11号

平成21年3月27日条例第7号

平成25年3月1日条例第2号

平成27年3月19日条例第1号

平成30年4月1日条例第16号

三宅町議会委員会条例(昭和35年2月5日条例第28号)の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 通則(第1条—第12条)
- 第2章 会議及び規律(第13条—第20条)
- 第3章 公聴会(第21条—第26条)
- 第4章 参考人(第26条の2)
- 第5章 記録(第27条)
- 第6章 補則(第28条)

### 附則

#### 第1章 通則

(常任委員会の設置)

**第1条** 三宅町議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

**第2条** 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務建設常任委員会 10人

行政一般、財政並びに道路、河川、住宅その他建設一般、農林業、商工業、その他産業、労働に関すること及び他の委員会に属しない事項

(2) 福祉文教常任委員会 10人

社会福祉、保健衛生、公害その他一般並びに教育委員会の所管に属する事項

(常任委員の任期)

**第3条** 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

**第4条** 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

**第4条の2** 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。

3 前項の委員の任期については、前3条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

**第5条** 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

[三宅町79]

- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。  
(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

**第6条** 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、6人とする。  
(委員の選任)

**第7条** 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

- 2 常任委員、議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。
- 3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前10日以内に行うことができる。
- 4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
- 5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

**第8条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。  
(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

**第9条** 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。  
(委員長の議事整理及び秩序保持権)

**第10条** 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

**第11条** 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。  
(委員長、副委員長及び委員の辞任)

**第12条** 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

- 2 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

## 第2章 会議及び規律

(招集)

**第13条** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

**第14条** 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

**第15条** 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

**第16条** 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

**第17条** 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

**第18条** 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

**第19条** 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

**第20条** 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

### 第3章 公聴会

(公聴会開催の手續)

**第21条** 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

**第22条** 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

**第23条** 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

**第24条** 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

**第25条** 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

**第26条** 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

#### 第4章 参考人

(参考人)

**第26条の2** 委員が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び第26条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

#### 第5章 記録

(記録)

**第27条** 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

#### 第6章 補則

(会議規則との関係)

**第28条** この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第33—2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第11号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに第4条の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則(平成21年条例第7号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する施行の日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の三宅町議会委員会条例第19条の規定は適用せず、改正前の三宅町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行にかかわらず、三宅町議会委員会条例第2条の規定による常任委員会の委員の定数は、次の常任委員の選任までの間、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の三宅町議会委員会条例第2条の規定による常任委員会の委員定数の増に伴い、新たに選任される常任委員会の委員の最初の任期は、現常任委員の任期満了の日とする。

（一）根据《中华人民共和国宪法》第 24 条规定，公民有遵守法律、遵守社会公德、遵守公共秩序、遵守劳动纪律、遵守工作纪律的义务。

（二）根据《中华人民共和国宪法》第 25 条规定，公民有爱护公共财产、遵守劳动纪律、遵守工作纪律、遵守公共秩序、遵守社会公德的义务。

（三）根据《中华人民共和国宪法》第 26 条规定，公民有遵守法律、遵守社会公德、遵守公共秩序、遵守劳动纪律、遵守工作纪律的义务。

（四）根据《中华人民共和国宪法》第 27 条规定，公民有遵守法律、遵守社会公德、遵守公共秩序、遵守劳动纪律、遵守工作纪律的义务。

（五）根据《中华人民共和国宪法》第 28 条规定，公民有遵守法律、遵守社会公德、遵守公共秩序、遵守劳动纪律、遵守工作纪律的义务。

## ○三宅町議会会議規則

平成元年12月19日

規則第8号

改正 平成3年6月28日規則第6号

平成14年6月25日議会規則第1号

平成19年3月27日規則第1号

平成20年9月19日規則第11号

平成25年3月1日規則第2号

平成27年9月18日規則第14号

三宅町議会会議規則(昭和32年2月13日議会規則第1号)の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第13条)
- 第2章 議案及び動議(第14条—第20条)
- 第3章 議事日程(第21条—第25条)
- 第4章 選挙(第26条—第35条)
- 第5章 議事(第36条—第49条)
- 第6章 発言(第50条—第64条)
- 第7章 委員会(第65条—第77条)
- 第8章 表決(第78条—第88条)
- 第9章 請願(第89条—第95条)
- 第10章 秘密会(第96条・第97条)
- 第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第101条)
- 第12章 規律(第102条—第109条)
- 第13章 懲罰(第110条—第116条)
- 第14章 会議録(第117条—第120条)
- 第15章 議員の派遣(第121条)
- 第16章 補則(第122条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (参集)

**第1条** 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

##### (欠席の届出)

**第2条** 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

##### (宿所又は連絡所の届出)

**第3条** 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

##### (議席)

**第4条** 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

[三宅町71]

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

**第5条** 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

**第6条** 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

**第7条** 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

**第8条** 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

**第9条** 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

**第10条** 日曜日及び休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

**第11条** 開議、散開、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散開、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

**第12条** 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

**第13条** 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもつて行う。

## 第2章 議案及び動議

(議案の提出)

**第14条** 法第112条(議員の議案の提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案

を提出するに当たっては、3人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

**第15条** 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

**第16条** 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

**第17条** 法第115条の3(修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会在修正の動議を議題とするに当たっては、3人以上の発議によらなければならない。

2 修正の動議は、その案をそなえ、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

**第18条** 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。  
(先決動議の措置)

**第19条** 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

**第20条** 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

### 第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

**第21条** 議長は開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定めあらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

**第22条** 議長が必要であると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

**第23条** 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第25条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。

#### 第4章 選挙

(選挙の宣告)

第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第30条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(投票の終了)

第31条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮つて決める。

(選挙関係書類の保存)

第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

#### 第5章 議事

(議題の宣告)

第36条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とする

ことができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用い  
ないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

**第38条** 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読さ  
せる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

**第39条** 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明  
を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用い  
ないで会議に諮つて所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委  
員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用い  
ないで会議に諮つて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

**第40条** 委員会に付託した事件は、第77条(委員会報告書)の規定による報告書の提出  
をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

**第41条** 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及  
び結果を報告する。

2 第76条(少数意見の留保)第2項の規定による手続きを行つた者は、前項の報告に  
次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以  
上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前2項の報告は、討論を用い  
ないで会議に諮つて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

**第42条** 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わつたときは、議長  
は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

**第43条** 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。  
修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、  
また同様とする。

(討論及び表決)

**第44条** 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付  
する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

**第45条** 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任す  
ることができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

**第46条** 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査  
につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限  
の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第40  
条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することが

できる。

(委員会の中間報告)

**第47条** 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

**第48条** 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

**第49条** 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

## 第6章 発言

(発言の許可等)

**第50条** 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

**第51条** 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

**第52条** 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

**第53条** 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

**第54条** 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

**第55条** 質疑は、同一議員につき、同一の議題について2回を越えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

**第56条** 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たつても質問しないと誓、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条(質疑の回数)及び第59条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

## 第7章 委員会

(議長への通知)

第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を

[三宅町71]

あらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

**第66条** 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

**第67条** 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

**第68条** 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

**第69条** 委員は、修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

**第70条** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

**第71条** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

**第72条** 委員会は、法第100条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

**第73条** 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

**第74条** 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

**第75条** 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

**第76条** 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第77条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

### 第8章 表決

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。  
(不在議員)

第79条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。  
(条件の禁止)

第80条 表決には、条件を付けることができない。  
(起立による表決)

第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第83条 投票による表決を行う場合には、問題を可とするものは賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第84条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条(議場の出入口閉鎖)、第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票)、第31条(投票の終了)、第32条(開票及び投票の効力)、第33条(選挙結果の報告)第1項、第34条(選挙に関する疑義)、及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第86条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議で諮って決める。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

## 第9章 請願

(請願書の記載事項等)

**第89条** 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

**第90条** 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

**第91条** 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

**第92条** 議長は、第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

**第93条** 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

**第94条** 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
- 3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを

適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第95条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

## 第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第96条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第97条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

## 第11章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第98条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があつたときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第99条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第100条 法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第101条 前条の要求については、議会は、第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

## 第12章 規律

(品位の尊重)

第102条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第104条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第105条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第106条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第107条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第108条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第109条 法又はこの規則に定める者のほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

### 第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第110条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して2日以内に提出しなければならない。ただし、第97条(秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第111条 懲罰については、議会は、第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(代理弁明)

第112条 職員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第113条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第114条 出席停止は、7日を越えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第115条 出席を停止された職員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第116条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

### 第14章 会議録

(会議録の記載事項)

第117条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項  
(会議録の配布)

**第118条** 会議録は、議員及び関係者からの請求によりその写しを配布する。  
(会議録に記載しない事項)

**第119条** 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発信及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取消した発言は、記載しない。  
(会議録署名議員)

**第120条** 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

### 第15章 議員の派遣

(議員の派遣)

**第121条** 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

### 第16章 補則

(会議規則の疑義)

**第122条** この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成3年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成14年議会規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成25年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する施行の日から施行する。

附 則(平成27年規則第14号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## ○三宅町議会運営委員会設置要綱

昭和58年5月2日

要綱第3号

改正 平成19年3月27日要綱第6—2号

(設置)

第1条 三宅町議会(以下「議会」という。)に議会運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、議会の運営に関する事項について協議し、議会の円滑なる運営を期することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもつて組織する。

2 委員は、各常任委員会委員長2人と、委員2人及び副議長とする。ただし、議長は、委員会に出席し、発言することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会で互選する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が、招集する。

2 議長から、要求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(会議)

第6条 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(協議事項)

第7条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会議の運営に関する事項
- (2) 議会の庶務に関すること
- (3) その他議長の必要と認める事項

(決定の遵守)

第8条 委員会で決定した事項については、議員の責任において、これを遵守しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年要綱第6—2号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。



## ○三宅町議会傍聴規則

平成3年9月19日

規則第8号

改正 平成9年4月1日規則第6号

平成27年9月18日規則第15号

三宅町議会傍聴人取締規則(昭和45年10月議会規則第2号)の全部を改正する。

(目的)

**第1条** この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

**第2条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

**第3条** 一般席の定員は、18人とする。報道員席の定員は、6人とする。

(傍聴の手續)

**第4条** 会議を傍聴しようとする者は、所定の用紙に自己の住所、氏名及び年齢並びに連絡先を記入しなければならない。

(傍聴券)

**第5条** 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

**第6条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第7条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

〔三宅町71〕

- (8) 異様な服装をしている者
  - (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (傍聴人の守るべき事項)

**第8条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
  - (5) 飲食、又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れないこと。
  - (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第9条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

**第10条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第11条** 傍聴人が、この規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成9年規則第6号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成27年規則第15号)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## ○三宅町政務活動費の交付に関する条例

平成25年3月1日

条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項の規定に基づき、三宅町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第2条** 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、住民相談、各種会議への参加など町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表第1に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

**第3条** 政務活動費は、三宅町議会議員の職にある者に対し交付する。

(政務活動費の額)

**第4条** 議員に係る政務活動費は、4月1日に在職する議員に対し年額120,000を交付する。

2 年度の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合の政務活動費の額は、任期満了日の属する月までの月数分又は議員でなくなった日の属する月までの月数分を月割計算により算定した額とする。

3 新たに年度の途中において議員(補欠選挙等により議員が当選した場合、繰上補充又は再選挙による場合を含む。)となつた者に対して交付する政務活動費の額は議員となつた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)から月割計算により算定した額とする。

(政務活動費の交付申請)

**第5条** 政務活動費の交付を受けようとする議員は、当該年度分の政務活動費をその年度の4月10日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 新たに年度の途中において議員(補欠選挙等により議員が当選した場合、繰上補充又は再選挙による場合を含む。)となつた者において、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)の10日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

**第6条** 町長は前条の規定による交付申請に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

**第7条** 議員は、前条の規定による通知を受けた後、4月25日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに、別に定める様式により当該年度分の政務活動費を町長に請求するものとする。

2 第5条第2項による場合、前条の規定による通知を受けた後、任期開始の日の属

[三宅町62]

する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)25日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに、前項の規定により、別に定める様式により当該年度分の政務活動費を町長に請求するものとする。

- 3 町長は、前2項の請求があつたときには速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 4 議員は、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつたときは、議員でなくなつた日の属する月の翌月分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書)

**第8条** 議員は、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)及び当該支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を生ずべき書面の写し(以下「証拠書類」という。)を年度終了日の翌日から起算して30日以内に、別記様式第1号により議長に提出しなければならない。

- 2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつた場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの収支報告書を、別記様式第1号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前項の規定により提出された収支報告書の内容を確認のうえ、その写しを、別記様式第2号により町長に送付しなければならない。

(議長の調査)

**第9条** 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が別記様式第1号により証拠書類を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

**第10条** 議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該議員が当該年度において行つた政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従つて行つた支出をいう。)の額を控除して残余がある場合は、当該残余額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

- 2 町長は、議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め反したものであると認められる場合には、当該議員に交付額的全額又は一部返還を命ずることができる。
- 3 町長は、前2項の場合において、期日を定めて返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

**第11条** 議員は、政務活動費の支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従つて行つた支出をいう。)について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 第8条各項の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することが

できる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人  
(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

**附 則**

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 三宅町議会政務調査費の交付に関する条例(平成14年三宅町条例第19号)は、廃止する。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお、従前の例による。

**別表第1(第2条関係)**

「議員に交付する政務活動に要する経費」

経費	内容
調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)等に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会等に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への参加に要する経費
活動費	議員が行う住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

別記様式第1号(第8条第1項、第2項、第9条関係)

年 月 日

三宅町議会議長

殿

三宅町議会議員

印

年度政務活動費に係る収支報告について

三宅町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)の規定により、  
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議 員 名

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位:円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
合 計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式第2号(第8条第3項関係)

年 月 日

三宅町長

殿

三宅町議会議長

印

政務活動費収支報告書(写)の送付について

三宅町議会議政務活動費の交付に関する条例第8条第3項の規定により、

別紙 年度政務活動費収支報告書の写を送付します。

別記様式第1号(第8条第1項、第2項、第9条関係)

別記様式第2号(第8条第3項関係)

1947年11月11日 星期一

## ○三宅町政務活動費の交付に関する規則

平成25年3月1日

規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、三宅町議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年3月三宅町条例第1号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付申請)

**第2条** 条例第5条第1項及び第2項に定める様式は、別記様式第1号によるものとする。

(政務活動費の交付決定)

**第3条** 条例第6条に定める様式は、別記様式第2号によるものとする。

(政務活動費の請求)

**第4条** 条例第7条第1項及び第2項に定める様式は、別記様式第3号によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

**第5条** 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期限の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

**第6条** 条例第11条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して10日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第11条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

### 附 則

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2 三宅町議会政務調査費の交付に関する規則(平成13年規則第9号)は、廃止する。

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の前日に前項の規定による廃止前の三宅町議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお、従前の例による。

別記様式第1号(第2条関係)

		年	月	日
三宅町長				
殿				
三宅町議会議員				印
年度政務活動費交付申請書				
三宅町議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項(第2項)の規定により、				
下記のとおり申請します。				
記				
1 金	円			
但し、	年	月分	～	年 月分

別記様式第2号(第3条関係)

年 月 日

三宅町議会議員

殿

三宅町長

印

年度政務活動費交付決定通知書

三宅町議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、下記のとおり  
政務活動費を交付決定したので通知します。

記

1 金 円

但し、 年 月分～ 年 月分



別記様式第1号(第2条関係)  
別記様式第2号(第3条関係)  
別記様式第3号(第4条関係)

12

○三宅町議会事務局設置条例

昭和38年9月27日

条例第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき三宅町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

1954年10月10日

1954年10月10日

1954年10月10日

1954年10月10日

1954年10月10日

1954年10月10日

## ○三宅町議会議事局処務規程

昭和38年9月27日

議会規程第1号

改正 昭和62年4月1日議会規程第2号

**第1条** 三宅町議会議事局(以下「事務局」という。)の処務については、法令又は条例に定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

**第2条** 事務局長(以下「局長」という。)は、議長の命を受けて局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

**第3条** 事務局に次長を置くことができる。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるときは、その職務を代行する。

**第4条** 事務局の事務を分掌させるため次の係を置くことができる。

- (1) 庶務係
- (2) 議事係
- (3) 調査係

**第5条** 各係の事務の分掌は、次のとおりとする。

## 庶務係

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 議員の身分及び資格得失に関する事。
- (3) 儀式及び交際、接待に関する事。
- (4) 建議案、発議案及び意見書の作成に関する事。
- (5) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (6) 式辞、挨拶等の起草に関する事。
- (7) 議会の予算及び経理に関する事。
- (8) 議員の議員報酬及び費用弁償その他諸給与に関する事。
- (9) 事務局の人事及び服務、給与に関する事。
- (10) 備品及び消耗品の管理、受払に関する事。
- (11) 郵便切手の受払、保管に関する事。
- (12) 議長会議及び事務局長会議に関する事。
- (13) 議場その他各室の管理取締に関する事。
- (14) 自動車に関する事。
- (15) 事務局日誌に関する事。
- (16) 他の係の主管に属しない事。

## 議事係

- (1) 本会議に関する事。
- (2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事。
- (3) 協議会及び公聴会に関する事。
- (4) 会議通知に関する事。
- (5) 会議に関係ある条例、規則の制定改廃に関する事。
- (6) 議事日程の作成及び通知に関する事。
- (7) 請願書、陳情書等の受理及び処理に関する事。
- (8) 議員及び町長提出議案の処理に関する事。
- (9) 会議の議決事項の処理及び諸般の報告に関する事。

〔三宅町79〕

- (10) 質問及び発言通告に関する事。
- (11) 議員の出欠席に関する事。
- (12) 会議録及び速記録の調製並びに編さんに関する事。
- (13) 議会において行う選挙に関する事。
- (14) その他議事に関する事。

調査係

- (1) 各種の調査及び資料の蒐集、保存並びに整理に関する事。
  - (2) 世論の調査及び新聞記事に関する事。
  - (3) 議会月報編さん発行に関する事。
  - (4) 議会図書室に関する事。
  - (5) 図書整理及び保存に関する事。
  - (6) 図書の購入に関する事。
  - (7) 議会及び各種統計に関する事。
  - (8) 議会の先例調査に関する事。
  - (9) 議員沿革簿整理に関する事。
  - (10) 関係法規の調査に関する事。
  - (11) その他調査及び統計に関する事。
- 2 前項の規定にかかわらず、局長が必要と認めるときは、臨時に事務を分掌又は処理させることができる。

**第6条** 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、条例に属する事項及び必要と認める事項は、議長の指揮を受けなければならない。

- (1) 職員の新退、賞罰及び諸給与について具申すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令に関する事。
- (3) 職員の出張、休暇及び欠勤に関する事。
- (4) 臨時雇入の使用に関する事。
- (5) 物品の購入、印刷その他経費の支出に関する事。
- (6) 議事雇上に関する事。
- (7) 議場及び附属室の使用許可に関する事。
- (8) 職員の事務引継に関する事。
- (9) その他軽易な事項の処理に関する事。

**第7条** 議会議長の公印を次のとおり定める。



附 則

この規程は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年議会規程第2号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。